

長岡市告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第44条第4項の規定による道路へ越境し、通行の支障となっている樹木の処分その他必要な措置について、当該措置を命ずべき者を確知することができないため、法第71条第3項前段の規定に基づき、当該措置を講ずることとしたので、同項後段の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

1 講ずべき措置の内容

- (1) 新潟県長岡市鉢伏町996番1から鉢伏町1038番1の間の土地の一部から市道栖吉107号線へ枝が越境している樹木について、法第71条第1項の規定に基づき除却を行うこと。
- (2) (1)の除却に当たり、道路の通行止め又は制限を行う場合は、道路管理者及び警察署長と協議を行うこと。
- (3) 除却後の路面に、伐採作業等により発生した枝葉がある場合は、清掃を行い、原状に回復すること。

2 措置の期限

令和6年4月11日（告示の日から2週間）

3 道路管理者による措置

管理者が1の措置を2の期限までに講じないときは、法第71条第3項前段の規定に基づき、市長（道路管理者）が当該措置を講じ、管理者から当該措置の要した費用を徴収することがある。

4 問合せ先

長岡市土木部道路管理課（長岡市大手通2丁目2番6）

電話 0258-39-2232